

大学等の専門職学科の制度化について【大学設置基準・短期大学設置基準の改正】

- 大学等は、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開させるよう特別の教育課程を編成して教育を行う学科（専門職学科）を置くことができることとし、専門職学科に係る基準の特例を定める。【平成31年4月1日施行】

※ 大学の学部のうち、専門職学科のみ組織するものは、「専門職学部」とする。

※ 学科に代えて課程(大学設置基準第5条)を設ける場合等にも、同様の措置を可能とする。

≪設置基準の特例≫ [◎;大学及び短大における特例/○;大学における特例(短大については、専門職学科に限らず短大全体に導入)]

教育課程の編成

【教育課程の編成方針】

- ◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。

【教育課程連携協議会】

- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のための「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

授業科目

【開設授業科目】

- ◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定。
 - ① 一般・基礎科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ② 職業専門科目 [4年制で60単位以上/2年制で30単位以上]
 - ③ 展開科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ④ 総合科目 [4年制で4単位以上/2年制で2単位以上]

卒業要件等

【実習等の重視】

- ◎ 卒業要件として、実習等による授業科目で一定単位数の修得を求める。
[4年制で40単位以上/2年制で20単位以上]
- ◎ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む。
[4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能とする。[4年制で5単位まで/2年制で2単位まで]

【入学前の既修得単位の認定】

- 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを整備。
[4年制で30単位まで/2年制で15単位まで]

教員

【専任教員数】

- 専任教員数については、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。

【実務家教員】

- ◎ 必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。
- ◎ 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
- ◎ 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

学生

【入学者選抜】

- ◎ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定。

【同時に授業を行う学生数】

- ◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。
※ 教育上必要があり、かつ十分な教育効果をあげられる場合にはこの限りでない。

施設設備

【校舎面積】

- 専門職学部の校舎面積について、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
- ◎ 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。